



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- *1061 昭和60年和歌山県告示第754号(鳥獣保護区の設定等)の一部改正 (環境生活総務課)..... 1
- *1062 平成3年和歌山県告示第762号(鳥獣保護区の設定)の全部改正 (")..... 1
- *1063 平成3年和歌山県告示第764号(鳥獣保護区特別保護地区の指定)の全部改正 (")..... 5
- *1064 特定猟具使用禁止区域の指定 (")..... 6
- 1065 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課)..... 9
- 1066 使用料の収納事務の委託 (建築住宅課)..... 10
- 1067 平成31年和歌山県告示第70号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の全部改正 (")..... 10
- 1068 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)..... 12

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 13

告 示

和歌山県告示第1061号

昭和60年和歌山県告示第754号(鳥獣保護区の設定等)の一部を次のように改正し、令和3年11月1日から適用する。

令和3年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第1項から第5項までの規定中「平成37年10月31日」を「令和7年10月31日」に改め、第6項第2号中「南大居字裏山3073番1に至り、同所から山道(大谷街道)を北進し二河字スガタノ洞480番に至り、同所からさらに」を「国道42号那智勝浦新宮道路に至り、同所から同国道を北進し与根子川右岸から南に100メートルの地点に至り、同所から同川右岸に対して100メートルの距離をとりつつ奥池に向けて西進し、同池の池縁に対し100メートルの距離をとりつつ同池の周囲を進み、与根子川の左岸に対し100メートルの距離をとりつつ西進し国道42号那智勝浦新宮道路との交点に至り、同所から同国道を北進し二河と市屋との大字界を経て同大字界から50メートル北の地点に至り、同所から」に改め、同項第3号中「平成37年10月31日」を「令和7年10月31日」に改める。

和歌山県告示第1062号

平成3年和歌山県告示第762号(鳥獣保護区の設定)の全部を改正し、令和3年11月1日から適用する。

令和3年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

1 (1) 名称

長保寺鳥獣保護区

(2) 区域

海南市下津町上地内の青年橋西詰を起点として、市道白翁寺線を北進し上畑総農道との交点に至り、同農道を東進し、里道を経て小畑北山農道に至り、同農道を南進し市道小畑上連絡線との交点に至り、同市道を南進し県道引尾下津線との交点に至り、同県道を西進し市道上本線との交点に至り、同市道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、海南市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

2 (1) 名称

東山東鳥獣保護区

(2) 区域

和歌山市平尾地内の市道9号線と市道23号線との交点を起点として、市道9号線を北東に進み市道8号線との交点に至り、同市道を東進し金谷峠に至る農道との交点に至り、同農道を東進し金谷峠に至り、同所より谷に沿って南進し皿池西側を経て北池に至り、北池西側を経て市道25号線に入り、同市道を西進し市道23号線との交点に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

3 (1) 名称

本宮鳥獣保護区

(2) 区域

国道168号私語橋北詰を起点として、同所から同国道を北東に進み熊野本宮大社前に至り、同所から同大社有林に沿って北西に進み温水谷口に至り、同谷を北東に進み尾根を越えて国道168号に至り、同所から同国道を南東に進み熊野本宮大社前の堤防を南進し旧大社跡山林に至り、同所から同山林に沿って起点に至る線に囲まれた区域及び市道備崎高山線の生活環境保全林入口を起点として、同所から山林と原野との境を北西に進み熊野川の左岸に至り、同左岸を北東に進み袋の谷口に至り、同所から同谷の北の尾根づたいに北東に進み標高292メートルの地点に至り、同所から稜線を南東に進み七越峠に至り、同所から稜線を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、田辺市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

4 (1) 名称

粉河鳥獣保護区

(2) 区域

紀の川市粉河地内の粉河寺大門橋南詰を起点として、県道粉河加太線を西進し市道北長田中央線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道南側道粉河北勢田線との交点に至り、同所から同市道を東進し、830メートルの地点から市道那賀打田線と市道藤井平畑線との接点に至り、同所から市道那賀打田線を東進し市道粉河中津川線との交差点に至り、同所から同市道を南進し関西電力送電線の真下に至り、同所から送電線沿いに東進し県道西川原粉河線と交差する地点に至り、同所から同県道に沿って南西に進み県道粉河加太線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀の川市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

5 (1) 名称

紀伊風土記の丘鳥獣保護区

(2) 区域

和歌山市宮地区鳴神地内の県道井ノ口秋月線と県道八軒家鳴神線との交点を起点として、同所から県道八軒家鳴神線を北進し市道市駅小倉線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道井ノ口秋月線に接し西和佐地区岩橋地内から旧井ノ口秋月線に接し和佐地区井ノ口地内の宮井川橋詰に至り、同所から県道岩出海南線を南進し和佐地区禰宜から矢田峠を経て東山東地区明王寺新出に至り、同所から取子池を経て東山東地区平尾地内から西山東地区吉礼地内を経て岡崎地区西地内と和佐地区下和佐地内に通じる農道との交点に至り、同所から同農道を南下し県道和歌山野上線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から同県道を西進し岡崎地区寺内地内にて県道と歌山野上線との交点に至り、同所から同県道を北進し岡崎地区井辺地内を経て宮地区鳴神地内から県道井ノ口秋月線及び県道八軒家鳴神線に接し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

6 (1) 名称

那智山鳥獣保護区

(2) 区域

那智川と多富気谷を流れる振ヶ瀬川との交点を起点として、多富気谷を振ヶ瀬川に沿って上流に進み多富気橋に至り、同橋から県道那智山勝浦線を阿弥陀寺前駐車場まで進み、同所から林道大戸妙法線を北進し那智高原公園に至り、同公園と林地との境界に沿って進み同境界と青岸渡寺に至る古道との交点に至り、同古道を北進し二の滝、三の滝に向かうふるさと歩道を経て国有林界（那智山1032林班）との交点に至り、同所から同境界に沿って南進し三の滝に至り、同所から熊野那智大社有林（那智原始林）の稜線を東進し陰陽の滝に通じる陰陽川との交点に至り、同所から同川を下流に進み那智川との交点に至り、同所から同川を下流に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、那智勝浦町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

7 (1) 名称

瀬八丁鳥獣保護区

(2) 区域

新宮市の森林浴エリア「瀬の郷」跡地のバンガロー敷地から東牟婁郡北山村方面に伸びる山道を北西に約200メートル進んだ位置にある鳥居を起点とし、山道を北山村方面に進み、地蔵がある耳島大明神方面、奈良県吉野郡十津川村玉置川方面、奈良県吉野郡十津川村田戸方面の3方向への分岐点に至り、当該分岐点を耳島大明神方向へ約1キロメートル進み、当該地点から東南東方向へ尾根沿いに奈良県吉野郡十津川村田戸方面へ進み葛川に架かる吊り橋に至り、同所から葛川沿いを下流に進み北山川に至り、同川沿いを下流へ約1.6キロメートル進んだ箇所から南西方向の起点に至る線に囲まれた区域

（風致保安林及び保健保安林に指定されている新宮市熊野川町玉置口字上ミ地201の1及び201の

2)

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、新宮市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

8 (1) 名称

下兵庫鳥獣保護区

(2) 区域

国道371号市脇交差点を起点として、同所から同国道を北進し橋本IC南に至る。同所を右折後国道371号を北進し県道二見御幸辻停車場線との交点に至る。同所から同県道を東進し県道山内恋野線との交点に至る。同所から同県道を南進し国道24号との重複部分を経て恋野橋北詰に至る。同所から紀の川右岸に沿って堤防上を下流に進み橋本高野橋架橋北詰に至る。同所から国道371号を北進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、橋本市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

9 (1) 名称

新宮鳥獣保護区

(2) 区域

新宮市内国道168号越路トンネル上（越路峠）を起点とし、同所から北西に約30メートル熊野川の方へ下った北方の千穂ヶ峰全域及び新宮市三輪崎地内のJR三輪崎駅北の踏切を起点とし、旧国道を北進し国道42号に至り、同所から同国道を北進し県道あけぼの広角線（旧道）との交点に至り、同所から同県道を北進し新宮市王子町3丁目17番地前の曲がり角まで進み、同所からさらに北東に進み

堤防に至り、同所から南東に進み海岸に至り、海岸線に沿って南西に進み、JR紀勢本線御手洗トンネル新宮寄り口真東の海岸に至り、新宮・三佐木鳥獣保護区との境界に沿って真西に進み、同トンネル新宮寄り口からJR紀勢本線に沿って南進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、新宮市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

10 (1) 名称

新宮・三佐木鳥獣保護区

(2) 区域

ア 越路トンネルの南檜杖側入口を起点にして、北に直進し熊野川上の和歌山県と三重県との県界に至り、同県界に沿って下流に進み熊野川河口に至る。同河口より新宮鳥獣保護区の王子ヶ浜堤防を越え県道あけぼの広角線（旧道）沿いに南進し、国道42号に至りさらに南進し市道下地砂羅線に至り、同所から同市道沿いに北進し国道168号に至り、同国道沿いに起点に戻る線に囲まれた区域から新宮鳥獣保護区の区域を除いた区域

イ 国道42号と佐野川の交点である松籟橋を起点として佐野川を上流に進み、くろしおスタジアム南を流れる支流を細谷沿いに上流に進み佐野堤に至り、同所から同堤の縁に沿って西進し、同堤の西端から秋葉神社に向かって北進し、同所からさらに北進し木ノ川に至り、同所から山すそに沿って進み白龍神社に至る農道に至り、同農道沿いに西進し木ノ川に至り、同川の支流を上流に進み船山農道終点に至り、同所から同農道沿いに東進し船山橋に至り、同橋から国道42号那智勝浦新宮道路沿いに新宮方面に進み国道42号に至り、同所から同国道沿いに南進し同国道と県道三輪崎港線との交点に至り、同所からJR三輪崎駅北の踏切に至り、同所から線路沿いを北進し御手洗トンネルの新宮駅側入口に至り、同所から真東に進み海岸に至り、同所の地先から赤島に向かって直進し、同島から新宮市と東牟婁郡那智勝浦町との市町界の東端に向かって直進し、同所から同市町界沿いに進んで国道42号に至り、同所から同国道沿いに北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、新宮市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第1063号

平成3年和歌山県告示第764号（鳥獣保護区特別保護地区の指定）の全部を改正し、令和3年11月1日から適用する。

令和3年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

1 名称

那智山鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字飛滝2の1、字大平3の1、字普賢地3の2、字姥ヶ懐11及び字向山718の1のうち保安林に指定されている区域

3 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、那智勝浦町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

和歌山県告示第1064号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和3年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 朝日特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

朝日特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

県道秋月海南線と市道冬野朝日線との交差点を起点として、同県道を南東（海南方面）に進み安原地区会館前を通過して同県道と市道城野冬野線との交点に至り、同所より同市道を南進し大池の北端に至り、同所より同市道を更に西進し上池と下池との間を通過して市道安原37号線との交点に至り、同所より同市道を北進し市道安原35号線との交点に至り、同所より同市道を北進し市道冬野朝日線との交点に至り、同所より同市道を北進し更に東進して起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 根来特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

根来特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

岩出市根来地内の市道根来川尻線と県道粉河加太線との交点を起点とし、県道粉河加太線を西進し居家川に至り、同所から同川左岸を上流に進み前谷池に至り、同所から堤防を東進し林道相谷線に至り、同林道を南進し市道安上2号線を経て林道奥安上谷線に至り、同所から同林道を北進し、五坊池の南約50メートルの地点から里道を東進し市道根来安上線と合流し県道泉佐野岩出線に至り、同所から市道根来川尻線を南進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 上岩出大池特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

上岩出大池特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

岩出市水栖地内の県道新田広芝岩出停車場線と小田井用水路との交点を起点とし、同用水路に沿って東進し、市道新田広芝西国分1号線に至り、同市道を南進し大池堤の南東に至り、同所から堤防に沿って里道を西進し県道新田広芝岩出停車場線に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 南部川特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

南部川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

南部川河口右岸南端を起点とし、河川境界線及び右岸堤防を上流に進み、国道42号南部橋北詰に至り、同国道を横断して町道山内閉め谷線を北進し新庄橋西詰に至り、同所から更に町道須賀社山内線を北進し国道424号西本庄西詰に至り、同国道を横断し右岸堤防を約1.2キロメートル上流に進んだ地点の同国道四郎橋を渡り南部川左岸に至り、同地点から河川境界線を下流に進み同国道西本庄橋東詰に至り、同国道を南進し町道徳蔵堤防線との分岐点より町道及び町道千賀浦新庄線を経て国道42号南部大橋南詰に至り、同国道を横断し河川境界線に沿って南部川河口左岸南端に至り、同所から右岸南端の起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 芳養川特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

芳養川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

田辺市芳養町松原地内の芳養川河口右岸の南端を起点とし、同所から同川の右岸の堤防を上流に進み中芳養町小野地区内の広田橋右岸橋詰に至り、同所から同橋左岸橋詰を経て同川左岸の堤防に接し、同堤防を南に下り同川河口左岸の南端に至り、同所から西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 会津川特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

会津川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

田辺市江川地内の会津川河口右岸の南端を起点とし、同所から会津川の右岸を北東に進みJR紀勢本線鉄橋を経て右会津川右岸堤防に至り、同堤防を北東に進み田辺市上秋津杉ノ原地内の高尾橋に至り、同所から県道田辺龍神線を北北東に進み奇絶峡地内の川中橋に至り、同橋を渡り右会津川左岸に至り、同左岸を下流に進み田辺市秋津町地内の会津川堤防に至り、同堤防を南西に進み秋津町地内の左会津

川右岸の堤防に接し同堤防を上流に進み上三栖地内の一倉橋右岸橋詰に至り、同所から一倉橋を経て左会津川左岸の堤防を下流に進み会津川堤防に接し同堤防を南西に進みJR紀勢本線会津川鉄橋に至り、同所から会津川の左岸を下流に進み河口左岸の南端に至り、同所から北西に進んで起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 堅田特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

堅田特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

田辺市と西牟婁郡白浜町との市町界の池田湾を起点とし、同所から同市町界を南進し町道内ノ浦線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道田辺白浜線との交点に至り、同所から同県道を南進し白浜駅に至り、同所から同県道を北西に進み町道細野新庄線との交点に至り、同所から同町道を更に北西に進み細野港に至り、同所から池田湾を北進し羽山ノ鼻に至り、同所から海岸線を東進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

8 古道ヶ丘特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

古道ヶ丘特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

田辺市中辺路町栗栖川地内滝尻橋東詰を起点として、同所から国道311号（旧道）を北進し国道311号（新道）との交点に至り、更に同国道を北進し原之瀬橋北詰に至り、同所から同橋を渡り市道4号（中芝高原）線を東進し市道19号（上芝中石口）線との交点に至り、同所から同市道を南進し国道371号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

9 粉河特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

粉河特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

紀の川市粉河地内の県道西川原粉河線と県道粉河那賀線との交点を起点とし、県道西川原粉河線を北進して籠池の北岸に至り、同所から市道上丹生谷6号線を南東に進み、風呂の池南側で県道西川原粉河線との交点に至り、同県道を南進し市道上丹生谷7号線との交点に至り、同市道を南東に進み広域農道との交点に至り、同農道を東進して名手川橋西詰に至り、同所から名手川に沿って南進し小野橋に至り、同所から市道名手川北王子線を西進し旧粉河町と旧那賀町との境界に至り、同所より同境界沿いに南進してJR和歌山線との交点に至り、同所から西進して市道中ノ才東野線との交点に至り、同所から同市道を北進して小田井用水との交点に至り、同用水を西進して市道中ノ才宮谷線との交点に至

り、同市道を北進し市道西岡陽山線の交点に至り、同市道を東進し市道井田中ノ才線との交点に至り、同市道を北進して県道粉河那賀線との交点に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

10 橋本市西部地区特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

橋本市西部地区特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

橋本市神野々の国道24号と県道山田岸上線との交点を起点として、同県道を北進し広域農道との交点に至り、同農道を東進し市道柏原出塔線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道野柏原線及び市道岸上4号線を通り国道24号との交点に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

11 河南北部特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

河南北部特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

御坊市塩屋町北塩屋地内の国道42号と市道岩内天田橋線との交点を起点とし、同所から同市道を北に約10メートル進み市道天田川原線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道天田熊野線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道猪野々大浜通線との交点に至り、同所から同市道を南進し国道425号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道塩屋本通支線との交点に至り、同所から同市道支線を西進し市道塩屋本通線との交点に至り、同所から同市道を北進し国道42号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線で囲まれた区域

(3) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1065号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1066号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を令和3年10月1日から次の者に委託した。

令和3年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

西牟婁郡白浜町2927番地の2233 浦勝紀

和歌山県告示第1067号

平成31年和歌山県告示第70号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の全部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和3年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

県 営 住 宅 の 所 在 地	団 地 名	住 宅	利便性係数
和歌山市島	川永団地	17号棟から24号棟まで	0.9122
		その他の住宅	0.9522
和歌山市井ノ口、祢宜	千旦団地	1号棟から9号棟まで	0.8344
		その他の住宅	0.9094
和歌山市栄谷	栄谷団地	全ての住宅	0.8336
和歌山市祢宜	千旦第二団地	全ての住宅	0.8348
和歌山市延時	延時団地	全ての住宅	0.8411
和歌山市西庄	西脇グリーン団地	全ての住宅	0.8370
和歌山市太田	和歌山東団地	1号室から6号室まで	0.9322
		その他の住宅	0.9022
和歌山市三葛	三葛団地	全ての住宅	0.8431
和歌山市松江東四丁目	東松江団地	全ての住宅	0.8663
和歌山市大谷、楠見中	楠見団地	全ての住宅	0.8443
和歌山市島、宇田森	ニューかわなが団地	全ての住宅	0.9122
和歌山市男野芝丁	雄湊団地	全ての住宅	0.9960
和歌山市北中島一丁目	宮前駅前団地	全ての住宅	0.9319
和歌山市八番丁	城北団地	全ての住宅	0.9964
和歌山市弘西	紀伊団地	全ての住宅	0.9064
和歌山市今福二丁目	今福第一団地	全ての住宅	0.9306
和歌山市松ヶ丘二丁目、西浜一丁目	西浜団地	全ての住宅	0.9662

和歌山市今福三丁目	今福第二団地	全ての住宅	0.9472
海南市且来	海南あつそ団地	全ての住宅	0.9049
海南市日方	海南駅前団地	全ての住宅	1.0000
橋本市高野口町大野	西之島団地	全ての住宅	0.7121
橋本市野	野団地	全ての住宅	0.8782
橋本市御幸辻	みゆきつじ団地	全ての住宅	0.9633
有田市糸我町西	糸我団地	全ての住宅	0.8737
有田市宮原町新町	宮原団地	全ての住宅	0.8980
有田市港町	港団地	全ての住宅	0.9058
御坊市藤田町吉田	第二吉田団地	全ての住宅	0.8238
御坊市湯川町富安	下富安団地	全ての住宅	0.8877
御坊市藤田町吉田	藤田団地	全ての住宅	0.9473
田辺市上の山二丁目	田辺団地	全ての住宅	0.7800
田辺市新万	新万団地	全ての住宅	0.9035
田辺市神子浜	文里団地	全ての住宅	0.8242
田辺市新庄町	内之浦団地	全ての住宅	0.8392
田辺市新庄町	西跡之浦団地	全ての住宅	0.8130
田辺市鮎川	鮎川団地	全ての住宅	0.8313
田辺市鮎川	鮎川第二団地	全ての住宅	0.8313
田辺市中辺路町栗栖川	栗栖川団地	全ての住宅	0.7537
田辺市中芳養	中芳養団地	全ての住宅	0.8782
新宮市緑ヶ丘一丁目	新宮団地	全ての住宅	0.9100
新宮市清水元二丁目	丸山団地	全ての住宅	0.9401
新宮市蜂伏	佐野団地	全ての住宅	0.9016
海草郡紀美野町小畑	野上団地	全ての住宅	0.9406
海草郡紀美野町小畑	小畑団地	全ての住宅	0.9037
紀の川市貴志川町長山	長山団地	全ての住宅	0.8783
岩出市吉田	鴨沼団地	1号棟及び6号棟の住宅	0.9704
		7号棟の住宅	0.9954
		その他の住宅	0.9204
伊都郡かつらぎ町大字妙寺	妙寺団地	全ての住宅	0.8146
伊都郡かつらぎ町大字笠田東	笠田団地	全ての住宅	0.8504
有田郡湯浅町大字別所	湯浅団地	1号棟の住宅	0.9100
		その他の住宅	0.8500
有田郡湯浅町大字湯浅	青木団地	全ての住宅	0.9290
有田郡湯浅町大字山田	御殿場団地	全ての住宅	0.8905

有田郡広川町大字和田	和田団地	全ての住宅	0.8438
有田郡有田川町大字徳田	徳田団地	全ての住宅	0.8631
有田郡有田川町大字糸野	糸野団地	全ての住宅	0.8610
有田郡有田川町大字吉原	吉原団地	全ての住宅	0.8578
日高郡みなべ町北道、芝	王子団地	全ての住宅	0.8941
西牟婁郡白浜町堅田	白浜団地	全ての住宅	0.7786
西牟婁郡白浜町	阪田団地	全ての住宅	0.8955
西牟婁郡白浜町日置	日置団地	全ての住宅	0.8313
西牟婁郡白浜町椿	椿団地	全ての住宅	0.9182
西牟婁郡上富田町朝来	丹田台団地	1号棟及び2号棟の住宅	0.9290
		3号棟及び4号棟の住宅	0.9118
西牟婁郡上富田町岡	岡団地	全ての住宅	0.9415
西牟婁郡すさみ町周参見	すさみ団地	全ての住宅	0.9160
東牟婁郡那智勝浦町大字天満	那智勝浦団地	全ての住宅	0.8094
東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井	宇久井団地	全ての住宅	0.8872
東牟婁郡太地町大字太地	平見団地	全ての住宅	0.8960
東牟婁郡串本町串本	串本団地	全ての住宅	0.7329
東牟婁郡串本町出雲	出雲団地	全ての住宅	0.8306

和歌山県告示第1068号

令和3年度和歌山県議会委員会室音響設備更新備品の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る調達物品の名称及び数量
和歌山県議会委員会室音響設備更新 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和3年10月1日
- 落札者の氏名及び住所
和歌山パナシステム株式会社
和歌山市坂田63番地の8
- 落札金額
17,600,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,600,000円）
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年8月20日

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

湯浅町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

湯浅都市計画道路（3・7・6号田吉川線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課